

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 富加町

1. 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員 | 83.0% |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 108.6% |
| 全職員 | 49.9% |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | —% |
| 本庁課長相当職 | —% |
| 本庁課長補佐相当職 | 95.9% |
| 本庁係長相当職 | 91.7% |

(2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | 70.5% |
| 31～35年 | 133.4% |
| 26～30年 | 87.9% |
| 21～25年 | 93.6% |
| 16～20年 | 100.8% |
| 11～15年 | 83.2% |
| 6～10年 | 99.0% |
| 1～5年 | 135.9% |

【説明欄】

男女両方若しくはどちらかに該当者が存在しない場合、「—」と記載している。また、本庁課長補佐相当職に富加町の参事級、課長級が、本庁係長相当職に課長補佐級、係長級が相当する。短時間勤務をしている女性の会計年度任用職員が、全職員の約2分の1を占めており、全職員の給与の差異に表れている。扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は93.9%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。